

憲法から考える

たたかい、いかす生存権 1

「生活保護は恩恵ではない、権利だ」。自公政権の集会に京都から駆けつけが生活保護基準の引き下げや制度運用の締め付けをねらう中、貧困問題に取り組む人たちが制度を守ろうとたたかっています。厚生労働省と約40年にわたり、生活保護

憲法25条

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

かつては厚生省も熱意



生活保護改悪に関して会見を発言する尾藤弁護士(左から2人目) 2012年12月、厚生労働省

護に関する裁判を数多く手がけ、いくつも勝訴に導いています。

生活保護を担当

大学卒業後、1970年から73年まで厚生省(当時)に勤務。当時の社会局保護

課で生活保護を担当し、現場のケースワーカーや同僚の仕事ぶりにふれて「生活保護は魅力的な制度だと感じました」。誰もが制度をよりよく運用することに熱意を傾けていました。

時あたかも全国に革新自治体が広がり、福祉制度の拡充や公営反対運動が前進していました。革新自治体ではじまった老人医療無料制度が73年には、国の施策

に。国民の運動で、憲法25条の具体化が進みました。そんな時代、東京都の係長から尾藤さんに相談がありました。月収が20万円以

上ある自営業の世帯が保護を利用したいというのがです。

重い負担変える

尾藤さんの月収が5万6万円。収入面だけ見れば、利用できません。ところが、この世帯には人工透析

の患者がいて、月20万30万円もの医療費の自己負担が強いられました。

収入があっても、透析の自己負担は厳しい。透析を受けなければ、命が危ない。

「憲法25条は、国民の生存権を保障している。医療費を自己負担できなければ、国が責任を持つべきだ」と考えた尾藤さん。

「生活保護で負担すべきだ」と判断しました。都の係長は尾藤さんに

「人工透析を受けている患者が必要な場合は、生活保護で給付が認められるとする通達を流してほしい」と訴えました。そして、同省

は通達を出しました。

問題解決に安堵する尾藤さんに、上司は「それだけでいいのか」と尋ねまし

た。「国民健康保険制度の患者の3割負担は重い。制度を変える必要があるだろう」。同省はそのころ、健康保険制度の改定を検討中

でした。尾藤さんは保険局保険課(当時)に「3割の自己負担が高すぎる場合がある」

と訴えました。「1カ月の自己負担が一定額を超えた場合に、後で補てんする仕組みはどうか」と提案。いまの高額療養費制度につなが

りました。尾藤さんは強調します。「25条を実現するのに必要な制度がなければ、新たに

つくればいけません」